

桐蔭メディアエーション交渉研究所通信

第1号

☆発行所—桐蔭メディアエーション交渉研究所

〒225-8502 横浜市青葉区鉄町 1614

ホームページ……<http://www.toin.ac.jp/univ/japanese/mediation>

☆発行人—小島武司

☎045-972-5881

学長の挨拶

メディアエーション交渉研究所の発足（および通信第1号発行）に寄せて

学長 鷗 川 昇

本年、桐蔭横浜大学に「メディアエーション交渉研究所」を設置しました。その発足の記念シンポジウムを7月21日に開催し、研究所の活動開始宣言とします。同時に、このシンポジウムに合わせて「桐蔭メディアエーション交渉研究所通信」を発行することになりました。

さて、昨年法学部長に迎えた小島武司教授は、従来の法学部教育の目標について、新しい角度から大学法学部のあり方を見つめ、一般学生の法学知識を生かす方向で、大学の社会的貢献に積極的に取り組むべきことを提案いたしました。その一つが、「民間型メディアエーション」の理論研究と調停技法の開発であります。それはまた、メディアエーションの根底にある交渉理論の研究推進を図り、法学だけでなく心理学その他の関連諸分野を含めた総合的な視点から研究を進めるものとしています。さらに、その成果を大学教育の刷新に活かし、当事者の話に耳を傾け、争いの根底にあるものを掘り下げ、社会的文脈で捉え直し、人間関係のより高次な調和につなげていく、すなわちメディアエーション教育を通じて人間教育を復活させようという、本学法学部教育のイノベーションにもつながります。そこで、この活動の推進機関として、メディアエーション交渉研究所を設立するにいたった次第です。

御承知のように、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ADR法）の制定に伴い、民間型メディアエーションについて国民の関心も高くなっており、当研究所の活動が有名無実となることのないよう、実質のある成果をあげなければなりません。幸い、秋以降には、調停者養成研修プログラムの開講が予定されており、早速、活動に入るということであります。

研究所の活動については、この通信（Eメールによる配信を含め）および研究所のホームページを通じて随時お知らせすることになるでしょう。つきましては皆様方の色々な御意見や御批判を率直に賜りますようお願い申し上げます。

調停者養成研修講座案内

* 講座の目的と特色

ADR法の制定に伴い、民間型メディアエーションは新しいスタートを切る。認証制度のもと、紛争解決手続の質の向上と良き調停者の育成が重要な課題になり、特に国民のニーズに応じた調停技法の開発が急務となる。

わが国で従来のイメージされてきた調停は、調停者が紛争の実情を聴取し、その「正しい」あるいは「良い」解決について判断したうえで、それに近い形で合意するように各当事者を説得するというスタイルが典型であり、特に、法律や裁判予測が重視されてきた。本講座は、従来の枠を脱出し、当事者の主体性を重視し、当事者をエンパワーするメディアエーション技法を修得することを目的とする。この講座で習得される「交渉スキル」や「傾聴スキル」等メディアエーションの技法は、社会や日常生活でのトラブルの調整にも大いに役に立つものとなる。

本講座では、ミディエーター初心者を対象とした基礎編、及び、より高度な技法を修得するための応用編を予定している。

本講座は、内容的には、ミディエーションの技法のほか、倫理の問題も考えるものであり、トレーニングの方法として、座学に片寄ることではなく、ロールプレイを中心に、お互いに意見を交換するという参加・実践型を採用している。

* 講座の内容

基礎編は、主に本プログラムの対象とする「対話促進型」ないし「自主交渉援助型」ミディエーションの基本ルール、理論、プロセス、技法などの修得を目指す。ミディエーターの役割が当事者の自主的な交渉を援助し、対話を促進することにあるため、Win-Win の交渉パターンの下で、双方の当事者がそれぞれの利益を重視し、両方が満足できる解決策を見つけようとする技法、紛争背後にある利害・本音を探りながらゆっくりと解決に向かう技法、当事者が自主的な話し合いを進めることができるように、そのプロセスを管理する技法が、基礎編の重点項目である。

応用編は、より高度な専門的な技法や実践的な力を修得するために、交渉に関する基礎知識の学習、交渉を行う人の心理に対する分析、紛争解決案の選択肢の開発、行き詰まりの打開、コーカスや共同調停の運用、ミディエーターと法律家との連携、合意文書の作成法などを中心的な内容とする。

* 講座のスケジュール

(基礎編) (3日間)

	内 容	日 時	講 師
1日目	「裁判と調停」、「調停知識」、「交渉を演じる」、「交渉理論と紛争解決」	9月29日(土) 10:00~12:30 13:30~17:00	大村扶美枝(松村国際法律事務所弁護士)
2日目	「当事者の気持ち」、「初めての出会い」、「頻発する調停上の課題」、「調停人の倫理」	10月6日(土) 10:00~12:30 13:30~17:00	権田光洋(権田法律事務所弁護士)
3日目	「なぜミディエーションなのか」、「傾聴トレーニング」、「調停ロールプレイ」座談会	10月13日(土) 10:00~12:30 13:30~17:00	大澤恒夫(大澤法律事務所弁護士・本学法科大学院教授)

場所：桐蔭学園メモリアルアカデミウム・ポロニアホール

* 定員：24人

* 基礎編受講料(教材費込み)：30,000円

* 受講の特典

- ・修了者には「修了証書」(資格を付与するものではない)を発行します。
- ・研究所主催の研究会などへの案内を致します。